大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、子育て世帯の住環境の向上、三世代同居による子育て及び世代間支援並びに高齢者の暮らしの安全確保を図るため、子育てのための改修工事、三世代同居のための改修工事及びバリアフリー改修工事を行った住宅の所有者等に対し交付する大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和４９年大分市規則第５６号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　子育て世帯　世帯の構成員に１８歳（当該年度の４月１日における年齢）未満の子どもがいる世帯をいう。

⑵　三世代同居世帯　１８歳（当該年度の４月１日における年齢）未満の子どもを含む三世代以上が同居する世帯をいう。

⑶　高齢者世帯　世帯の構成員に高齢者（第５条の申請時における年齢が６５歳以上の者をいう。以下同じ。）がいる世帯をいう。

⑷　子育てのための改修工事　子育て世帯が行う住宅の改修工事で、別表第１に掲げる要件を満たす工事をいう。

⑸　三世代同居のための改修工事　三世代が同居するために行う住宅の改修工事で、別表第２に掲げる要件を満たす工事をいう。

⑹　バリアフリー改修工事　高齢者世帯が行う住宅の改修工事で、別表第３に掲げる要件を満たす工事をいう。

⑺　所有者等　所有者又は所有者に代わり子育てのための改修工事、三世代同居のための改修工事及びバリアフリー改修工事に要する経費を負担する同居親族等で市長が所有者に準ずると認めるものをいう。

⑻　近居　第４条第１項に規定する補助対象事業を行う住宅の中学校区内に居住

することをいう。

⑼　祖父　子育て世帯の世帯主又はその配偶者の父をいう。

⑽　祖母　子育て世帯の世帯主又はその配偶者の母をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　子育てのための改修工事、三世代同居のための改修工事又はバリアフリー改修工事を行う住宅の所有者等で市内に住所を有するものであること。

⑵　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

⑶　本市の市税に滞納がないこと。

（補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
子育て支援型（子育てのための改修工事）	子育てのための改修工事に要する経費	補助対象経費の額に１０分の２を乗じて得た額とし、住宅１戸当たり３０万円を限度とする。
三世代同居支援型（三世代同居のための改修工事）	三世代同居のための改修工事に要する経費	補助対象経費の額に１０分の５を乗じて得た額とし、住宅１戸当たり７５万円を限度とする。
高齢者バリアフリー型（バリアフリー改修工事）	バリアフリー改修工事に要する経費	補助対象経費の額に１０分の２を乗じて得た額とし、住宅１戸当たり３０万円を限度とする。

２　補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　市税完納証明書（申請の日前３月以内に交付されたものに限る。）

⑵　改修する住宅に居住する（予定を含む。）世帯全員の住民票の写し（申請の日前３月以内に交付されたものに限る。）

⑶　世帯全員（満１８歳に達する日以後の最初の３月末日までの間にある者を除く。）の前年の所得額が分かる証明書（三世代同居のための改修工事に係る申請をする場合を除く。）

⑷　改修工事を行う住宅周辺の見取図

⑸　改修工事の実施箇所及び内容を示す平面図その他の図面

⑹　改修工事費の内訳書（見積書）

⑺　住宅の建築年を証する書類

⑻　耐震性の有無を証する書類（昭和５６年５月３１日以前に着工された木造住宅に対して三世代同居のための改修工事を行う場合に限る。）

⑼　出産予定であることを証する書類（出産により申請の日以降に三世代同居世帯となる世帯に係る三世代同居のための改修工事を行う場合に限る。）

⑽　近居をする者が祖父又は祖母であることを証する書類（子育てのための改修工事のうち別表第３に掲げる工事を行う場合に限る。）

⑾　祖父又は祖母の住所を証する書類（子育てのための改修工事のうち別表第３に掲げる工事を行う場合に限る。）

⑿　誓約書

⒀　その他市長が必要と認める書類

２　補助金の交付の申請は、同一の住宅につき同一の年度において複数の補助対象事業について行うことはできないものとする。

３　補助金の交付の申請は、同一の住宅につき過去に補助金の交付を受けた補助対象

事業の区分と異なる補助対象事業についてのみ行うことができる。

４　複数の住宅について補助対象事業を行う場合においては、当該補助対象事業に係る複数の申請を同一の年度に行うことはできないものとする。

（補助金の交付決定）

第６条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の適否を決定し、大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付決定通知書（様式第２号。以下「交付決定通知書」という。）又は大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、交付決定通知書により通知するときは、必要な条件を付すことができる。

（変更申請）

第７条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、内容を変更しようとするときは、あらかじめ大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業変更申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認するときは大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業変更承認通知書（様式第５号。以下「変更承認通知書」という。）により、補助事業者に通知するものとする。

３　市長は、変更承認通知書により通知するときは、必要な条件を付すことができる。

（工事の着手）

第８条　工事の着手は、第６条の規定による交付決定を受けた後に行わなければならない。

２　前項の規定は、前条の規定により補助事業の内容を変更しようとする場合に準用する。

（補助事業の中止届）

第９条　補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業中止届（様式第６号）に交付決定通知書を添えて

市長に届け出なければならない。

（完了報告）

第１０条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業完了報告書（様式第７号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の２月末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

⑴　改修工事に係る工事代金を支払ったことを証する書類

⑵　改修工事の実施箇所及び内容を示す平面図その他の図面

⑶　改修工事の実施箇所の写真（施工状況及び工事完了の確認ができるもの）

⑷　耐震性を有することを証する書類（第５条の申請時において耐震性を有していない場合に限る。）

⑸　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１１条　市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金の額の確定通知書（様式第８号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１２条　前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付請求書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第１３条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

⑴　この要綱及び補助金の交付の条件に違反したとき。

⑵　この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

⑶　その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２６年　６月　２日から施行する。

（大分市高齢者安心住まい改修支援事業補助金交付要綱の廃止）

２　大分市高齢者安心住まい改修支援事業補助金交付要綱（平成２５年６月３日施行）は、廃止する。

この要綱は、平成２７年　４月　１日から施行する。

この要綱は、平成２８年　５月１２日から施行する。

附則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２９年　５月１０日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和２年　４月２７日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月２０日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補

助金については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年５月１０日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年５月１２日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第１（第２条関係）

子育てのための改修工事

１世帯要件	子育て世帯で、かつ、世帯員（三世代同居世帯にあっては、子育て世帯の構成員）全員の前年の所得総額が６００万円未満の世帯が行う工事であること。
２住宅要件	大分市内にあり、子育て世帯が居住している住宅（マンション等の共同住宅にあっては専有部分に限る。）で行う工事(離れ等の附属棟のみを改修する場合を除き、既存住宅を購入して工事を行う場合を含む。）であること。この場合において、店舗等の用途を兼ねる住宅であるときは、その用途に供する部分の床面積が延べ床面積の２分の１未満のものに限る。 昭和５６年５月３１日以前に着工された木造住宅にあっては、大分県が実施する耐震アドバイザー派遣制度を利用すること。
３工事要件	次の第１号から第１１号までのいずれかの工事を１以上含み、かつ、第１５号の要件を満たす工事（第１号から第１１号までのいずれか１以上の工事と併せて行う第１２号、第１３号又は第１４号の工事を含む。）であること。 ⑴　子ども部屋（収納、便所及び廊下を含む。以下「子ども部屋等」という。）の増築工事 ⑵　子ども部屋等の間取り変更工事 ⑶　子ども部屋等の内装改修工事 ⑷　子どものために行う便所改修工事 ⑸　子どものために行う浴室及び洗面所改修工事 ⑹　子ども用の机及びベッド設置のため畳を板張りに変更する工事 ⑺　ベビーカー用スロープ設置工事 ⑻　テレワークスペース改修工事 ⑼　キッズスペース改修工事 ⑽　対面キッチン改修工事 ⑾　その他市長が認める子どものために行う改修工事 ⑿　別表第３に掲げる工事（祖父又は祖母が近居をする場合に限る。） ⒀　省エネ改修工事 ⒁　宅内配管設備工事（合併処理浄化槽設置に伴うものに限る。） ⒂　補助対象経費が３０万円以上の工事
４施工者要件	次の各号のいずれかに該当する施工者が行う工事であること。 ⑴　大分市内に本店を有する法人 ⑵　大分市内に住民票がある個人 ⑶　大分県内に本店を有する法人又は大分県内に住民票がある個人であって、市長が特に必要と認めるもの（前２号のいずれかに該当する者を除く。）

別表第２（第２条関係）

三世代同居のための改修工事

１世帯要件	三世代同居世帯（出産、転居等により申請の日以降に三世代同居となる世帯を含む。）が行う工事であること。
２住宅要件	大分市内にあり、既存住宅で行う工事（既存住宅を購入して工事を行う場合を含む。）であること。 昭和５６年５月３１日以前に着工された一戸建ての木造住宅にあっては、本事業におけるリフォーム完了後までに耐震性を有するものとする。
３工事要件	次の第１号の工事（併せて行う第２号から第７号までの工事を含む。）及び当該工事に係る調査及び設計料を含む。 ⑴　三世代が同居するために行う工事であって、次に掲げる住宅の部位のうち１部位以上を改修により増設し、又は増築により増設するもの ア　玄関（建物の外部から世帯内外の人が建物内の主要な室に出入りできる部位をいう。） イ　トイレ ウ　浴室（脱衣室を含む。） エ　キッチン ⑵　世帯を区切るために間仕切り壁やドアを設置（移設を含む。）する工事 ⑶　その他市長が認める改修工事 ⑷　別表第１の３の項に規定する工事（三世代同居世帯に含まれる子育て世帯の構成員全員の前年の所得総額が６００万円未満の世帯が行うものに限る。） ⑸　別表第３の３の項に規定する工事（高齢者を含む三世代同居世帯が行う工事であって、当該世帯の世帯員（１８歳未満の者を除く。）の前年の所得総額（その所得総額に高齢者の所得及び高齢者以外の者の所得の両方が含まれるときは、所得税法（昭和４０年法律第３３号）第３５条第３項に掲げる公的年金等に係る所得を除く。）が３５０万円未満の世帯が行うものに限る。） ⑹　省エネ改修工事 ⑺　宅内配管設備工事（第１号の工事に伴う工事及び合併処理浄化槽設置に伴うものに限る。）
４施工者要件	次の各号のいずれかに該当する施工者が行う工事であること。 ⑴　大分市内に本店を有する法人 ⑵　大分市内に住民票がある個人 ⑶　大分県内に本店を有する法人又は大分県内に住民票がある個人であって、市長が特に必要と認めるもの（前２号のいずれかに該当する者を除く。）

別表第３（第２条関係）

バリアフリー改修工事

１世帯要件	高齢者世帯で、かつ、当該世帯の世帯員（１８歳未満の者を除く。）の前年の所得総額（その所得総額に高齢者の所得及び高齢者以外の者の所得の両方が含まれるときは、所得税法（昭和４０年法律第３３号）第３５条第３項に掲げる公的年金等に係る所得を除く。）が３５０万円未満の世帯が行う工事であること。
２住宅要件	大分市内にあり、高齢者世帯が居住している住宅（マンション等の共同住宅にあっては専有部分に限る。）で行う工事（離れ等の附属棟のみを改修する場合を除き、既存住宅を購入して工事を行う場合を含む。）であること。この場合において、店舗等の用途を兼ねる住宅であるときは、その用途に供する部分の床面積が延べ床面積の２分の１未満のものに限る。 昭和５６年５月３１日以前に着工された木造住宅にあっては、大分県が実施する耐震アドバイザー派遣制度を利用すること。
３工事要件	次の第１号から第１０号までのいずれかの工事を１以上含み、かつ、第１３号の要件を満たす工事（第１号から第１０号までのいずれか１以上の工事と併せて行う第１１号及び第１２号の工事を含む。）であること。 ⑴　高齢者用の寝室（収納、便所、浴室、洗面所及び廊下を含む。以下「寝室等」という。）の増築工事。ただし、増築部分は、段差をなくす等高齢者に配慮した仕様にすること。 ⑵　高齢者用の寝室等の間取り変更工事 ⑶　高齢者用の寝室等の内装改修工事 ⑷　床の段差解消工事及びスロープ設置工事 ⑸　手すり設置工事 ⑹　高齢者のために行う便所改修工事 ⑺　高齢者のために行う浴室及び洗面所改修工事 ⑻　高齢者用のベッド設置のため畳を板張りに変更する工事 ⑼　車椅子対応型流し台設置工事 ⑽　その他市長が認めるバリアフリー改修工事 ⑾　省エネ改修工事（ヒートショック対策工事を含む。） ⑿　宅内配管設備工事（合併処理浄化槽設置に伴うものに限る。） ⒀　補助対象経費が３０万円以上の工事
４施工者要件	次の各号のいずれかに該当する施工者が行う工事であること。 ⑴　大分市内に本店を有する法人 ⑵　大分市内に住民票がある個人 ⑶　大分県内に本店を有する法人又は大分県内に住民票がある個人であって、市長が特

	に必要と認めるもの（前２号のいずれかに該当する者を除く。）

様式第１号（第５条関係）

大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付申請書

年　　月　　日

大分市長　　殿

住　所
申請者　氏　名
電話番号

大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱第５条の規定により、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

<table>
<tr><td rowspan="4">住宅の
概　要</td><td>所 在 地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">規　　模
及　　び
構　　造</td><td colspan="3">階数（　　）階建て　　延べ床面積（　　㎡）</td></tr>
<tr><td colspan="3">建築年（　　）年　　構造（木造・木造以外）</td></tr>
<tr><td colspan="3">耐震性の有無（□有・□無）</td></tr>
<tr><td>用　　途</td><td colspan="3">住宅以外の用途を、□含む（　　㎡）　□含まない</td></tr>
<tr><td rowspan="3">改修工事
見 積 額</td><td colspan="2">⑴ 子育て支援型
（子育てのための改修工事）</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑵ 三世代同居支援型
（三世代同居のための改修工事）</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑶ 高齢者バリアフリー型
（バリアフリー改修工事）</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>補助金
申請額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td>工事着工
予　定　日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>工事完了
予　定　日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>出産予定日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>転居予定日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施　　工
予 定 者</td><td>会 社 名</td><td colspan="3">電話　　（　　）</td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>他の補助事
業利用予定</td><td colspan="2">利用の有無（□有・□無 ）
事業名</td><td colspan="2">補助対象工事費（予定）
円</td></tr>
</table>

（注１）太線枠内に記入して下さい。□欄は、該当に「レ」を記入して下さい。

（注２）改修工事見積額欄の⑴～⑶のうち利用する事業欄に消費税を含んだ金額を記入して下さい。

（注３）施工予定者が個人の場合は、会社名欄に氏名を、所在地欄に住所を記入して下さい。

様式第２号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

大分市長　　印

大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金について、次のとおり交付することに決定したので、大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

受付番号・受付年月日	第　　号	年　　月　　日
申　請　者　氏　名		
住　宅　の　所　在　地		
補助対象事業の種類	補助対象経費	補助金交付決定額
子育て支援型 （子育てのための改修工事）	金　　円	金　　円
三世代同居支援型 （三世代同居のための改修工事）	金　　円	金　　円
高齢者バリアフリー型 （バリアフリー改修工事）	金　　円	金　　円

様式第３号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

大分市長　　印

大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金については、次の理由により交付ができませんので、大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

受付番号・受付年月日	第　　号	年　　月　　日
申　請　者　氏　名		
住 宅 の 所 在 地		
補助金の交付ができない理由		

様式第４号（第７条関係）

大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業変更申請書

年　　月　　日

大分市長　　殿

住　所
申請者　氏　名
電話番号

年　　月　　日付け　第　　号で補助金の交付決定の通知があった補助事業の内容を次のとおり変更したいので、大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱第７条第１項の規定により変更申請します。

受付番号・受付年月日	第　　号	年　　月　　日
申　請　者　氏　名		
住 宅 の 所 在 地		
変　更　の　内　容		
変　更　の　理　由		

様式第５号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業変更承認通知書

殿

大分市長　　印

年　　月　　日付けで申請のありました大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金補助事業に係る変更については、次のとおり承認しましたので、大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱第７条第２項の規定により通知します。

変更内容

補助対象経費	変更前	金　　円
	変更後	金　　円
補助金交付決定金額	変更前	金　　円
	変更後	金　　円

様式第６号（第９条関係）

大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業中止届

年　　月　　日

大分市長　　殿

住　所
補助事業者　氏　名
電話番号

年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定の通知があった補助事業を中止したいので、大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱第９条の規定により、次のとおり届け出ます。

受付番号・受付年月日	第　　号	年　　月　　日
補助事業者氏 名		
住 宅 の 所 在 地		
中　止　の　理　由		

様式第７号（第１０条関係）

大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業完了報告書

年　　月　　日

大分市長　　殿

住　所
補助事業者　　氏　名
電話番号

年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定の通知があった補助事業について、工事が完了したので、大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱第１０条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

住宅の概　要	所 在 地			
	規　模及　び構　造	階数（　　）階建て　　延べ床面積（　　㎡）		
		建築年（　　）年　　構造（木造・木造以外）		
		耐震性の有無（□有・□無）		
	用　　途	住宅以外の用途を、□含む（　　㎡）　□含まない		
補助対象経　　費	⑴ 子育て支援型 （子育てのための改修工事）		円	
	⑵ 三世代同居支援型 （三世代同居のための改修工事）		円	
	⑶ 高齢者バリアフリー型 （バリアフリー改修工事）		円	
工事着工日	年　　月　　日		工事完了日	年　　月　　日
施　工　者	会 社 名	電話　　（　　）		
	所 在 地			
他の補助事業利用	利用の有無（□有・□無 ） 事業名		補助対象工事費（実績） 円	

（注１）太線枠内に記入して下さい。□欄は、該当に「レ」を記入して下さい。

（注２）補助対象経費欄の⑴～⑶のうち利用する事業欄に消費税を含んだ金額を記入して 下さい。

（注３）施工者が個人の場合は、会社名欄に氏名を、所在地欄には住所を記入して下さい。

様式第８号（第１１条関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

大分市長　　印

大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金の額の確定通知書

年　　月　　日付けで完了報告のあった大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金については、大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱第１１条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知します。

交付決定番号・年月日	第　　号	年　　月　　日
補助金交付決定額	金　　円	
補助金確定額	**金　　円**	

様式第９号（第１２条関係）

年　　月　　日

大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付請求書

大分市長　　殿

住　所
請求者　氏　名
電話番号

年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の額の確定の通知があった補助事業について、大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱第１２条の規定により、次のとおり請求します。

補助金交付請求額　　金　　円

補助金振込先	金融機関名	
	本・支店名	
	預金種別	普通　・　当座
	口座番号	
	口座名義人	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏　名